

鉱業登録令関係手数料

鉱業登録令第10条第1項の規定により納付すべき手数料の額

(平成24年1月21日改正)

納付しなければならない者	申請額
(鉱業法関係手数料令第2条)	
1. 原簿又は閉鎖原簿(鉱区図帳及び租鉱区図帳を除く)の謄本又は抄本の交付請求	用紙1枚につき 980円
2. 鉱区図帳又は租鉱区図帳の謄本の交付請求	面積30ヘクタール又は 河床延長8km毎に 2,080円
3. 原簿若しくは閉鎖原簿又はその付属書類の閲覧請求	1鉱区・租鉱区につき 820円

注1 原簿は1鉱区につき最低2枚以上ある。

注2 鉱区図及び租鉱区図の面積については、3,000アール(30ha)未満の端数は、3,000アールに切り上げて、手数料を計算すること。

(例) 鉱区面積が19,680アールの場合

$$\begin{aligned} \text{算出方法} \quad & 19,680 \div 3,000 \text{ a} = 6.56 \div 7 \\ & 2,080 \text{ 円} \times 7 = 14,560 \text{ 円} \end{aligned}$$

注3 金額は今後改正されることがあります。

注4 電子申請の場合金額が異なります。

(手数料の早見表) ※書面による申請の場合

鉱業原簿の謄本

鉱区図の謄本

枚数	手数料(円)
1	980
2	1,960
3	2,940
4	3,920
5	4,900
6	5,880
7	6,860
8	7,840
9	8,820
10	9,800

面積(アール)	手数料(円)	面積(アール)	手数料(円)
1~3000	2,080	30001~33000	22,880
3001~6000	4,160	33001~36000	24,960
6001~9000	6,240	36001~39000	27,040
9001~12000	8,320	39001~42000	29,120
12001~15000	10,400	42001~45000	31,200
15001~18000	12,480	45001~48000	33,280
18001~21000	14,560	48001~51000	35,360
21001~24000	16,640	51001~54000	37,440
24001~27000	18,720	54001~57000	39,520
27001~30000	20,800	57001~60000	41,600